

福島県新型コロナウイルス感染症感染防止対策継続支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福島県（以下「県」という。）は、「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について（令和3年10月28日老発1028第1号厚生労働省老健局長通知）の別紙「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）に基づき、介護サービス事業所・施設が、感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費を支援することを目的として、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、介護サービス事業所・施設が実施要綱に定める次の事業（以下「事業」という。）を行う場合に要する経費のうち、別表に定める額について、介護サービス事業所・施設を所管する法人等に対して交付するものとし、その額は、予算の範囲内において知事が定める額とする。

(1) 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業（実施要綱3（3））

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項及び第13条第1項に規定する申請書兼実績報告書は令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業（介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業）助成金申請書兼実績報告書（様式1）総括表によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。なお、領収書等の証拠書類の添付は省略するものとする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は次のとおりとする。

(1) 事業所・施設別申請額一覧（様式2）

(2) 事業所・施設別個票（様式3）

(3) その他必要な書類

(補助金等の交付の申請)

第4条 介護サービス事業所・施設を所管する法人等は、原則として次の（1）に掲げる方法により申請書等を提出するものとする。また、やむを得ない理由により（1）の方法で提出できない場合は、（2）に掲げる方法により提出するものとする。

(1) 福島県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）を通じて知事に提出

(2) 知事に直接提出

(消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の減額申請等)

第5条 介護サービス事業所・施設を所管する法人等は、第4条の提出を行うに当たり、

当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方消費税法の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付金の交付の条件）

第6条 規則第6条第1項第5号に規定する「別に定める事項」は、次のとおりとする。

- （1）事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- （2）補助事業者が前号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付されることがあること。

（申請を取り下げることができる期日）

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

（決定の通知）

第8条 知事は、第3条の規定による交付申請の内容が適正であると認めた場合は、交付決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して、申請の内容を修正し、又は必要な条件を付することができる。

（補助金の交付）

第9条 知事はこの要綱に定める補助金について次の方法により交付する。

- （1）国保連を通じて交付する場合

第4条第1項第1号の規定により、国保連を通じて交付申請書の提出があった場合は、知事は、原則国保連を通じて介護サービス事業所・施設に交付する。

- （2）県が直接交付する場合

第4条第1項第2号の規定により、知事に直接交付申請書の提出があった場合は、知事は、介護サービス事業所・施設を所管する法人等に交付する。

（消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第10条 介護サービス事業所・施設を所管する法人等は、事業完了後に消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式4）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿等の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた介護サービス事業所・施設を所管する法人等は、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第12条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。